

果樹共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、果樹共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（NOSA I 宮城の概要ページ参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立 加入される方が果樹共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。	P 3
2 共済目的の種類及び加入方式 加入できるのは、りんごとなしの2種類で、加入者が引受方式を選択できます。りんごとなしの2種類で、樹体共済に加入できます。（未結果樹を除く。）	P 3
3 共済金額（補償額） 加入した樹種、引受方式、品種、樹齢により算定されます。 樹体共済については、樹齢区分別換算係数により算定されます。	P 5
4 共済責任期間（補償期間） 減収総合一般方式：花芽の形成期から翌年の果実の収穫までです。 減収総合短縮方式・特定危険方式：発芽期から当年産の収穫までです。 樹体共済：7月1日から1年間です。	P 6
5 共済事故（共済金支払対象事故） 減収総合一般・短縮方式：風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収 特定危険（暴風雨方式）：暴風雨による果実の減収 特定危険（ひょう害方式）：降ひょうによる果実の減収 特定危険（凍霜害方式）：凍傷若しくは降霜による果実の減収 特定危険（2点セット方式）：暴風雨又は降ひょうによる果実の減収 特定危険（3点セット方式）：暴風雨又は降ひょう、凍傷・降霜による果実の減収 全相殺方式（減収総合方式）：風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収 全相殺方式（品質方式）：全相殺方式（減収総合方式）に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下 地域インデックス方式：風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収 樹体共済：減収総合一般・短縮方式に掲げる災害によって生じた枯死、流失、滅失、埋没、損傷 ※暴風雨は、最大風速 13.9m/s 以上または最大瞬間風速 20m/s 以上をいいます。	P 6

6 共済金の支払額	共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。	P 7
7 損害発生のお知らせ	加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。	P 8
8 損害防止の義務	加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。努めを怠ったときは、被害に係る減収量から防止、軽減できたと認められる減収量（分割減収量）を差し引くことがあります。	P 8
9 共済金が支払われない場合	共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。	P 8
10 告知義務違反による共済関係の解除	加入申込みの際に、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に伝えなかった場合、共済関係を解除することがあります。	P 9
11 共済掛金不払いによる共済関係の解除	契約成立後であっても、払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係を解除します。	P 9
12 重大事由による共済関係の解除	重大事由により、共済関係を解除する場合があります。	P 9
13 共済責任期間中の通知義務	契約後、申込書に記載された内容に変更があった場合、速やかに組合へ連絡ください。通知がない場合、契約を解除し、共済金が支払われない場合があります。	P 9
14 その他の重要事項	組合の財務状況によっては、共済金の金額を削減する場合があります。 収入保険への切り替えができます。	P 9

＜果樹共済の説明書(詳細ページ)＞

1 加入申し込みによる共済関係(契約)の成立

果樹共済の契約は、加入される方が、別途定めている果樹共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、加入される樹園地の全てについて、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特に、留意願います。

加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合〇〇支所（電話 000-0000）までご連絡下さい。

2 共済目的の種類及び加入方式

(1) 共済目的の種類

加入できる共済目的は、りんご、なしの2種類です。

(2) 加入方式

1) 収穫共済

次の17種類から、加入される方の選択によりいずれか一つに加入できます。

種 類		内 容	
半相殺方式 (農家単位で被害園地の減収分のみにより損害を把握する収穫共済)	減収総合方式	一般方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速 13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速 20.0メートル毎秒以上の暴風雨(以下「暴風雨」といいます。)による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収凍霜害方式	凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨、降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済		
全相殺方式 (農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する収穫共済)	減収総合方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済	
	品質方式	果実の減収及び品質の低下による損害を共済の対象とする収穫共済	

地域インデックス方式			農家単位で統計単収を用いて損害を把握する収穫共済
樹園地方式 (被害園地ごとに損害を把握する収穫共済)	減収総合方式	一般方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速 13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速 20.0メートル毎秒以上の暴風雨(以下「暴風雨」といいます。)による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収凍霜害方式	凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨、降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済		

2) 樹体共済

樹体共済は、樹体の損害を共済の対象とするものです。

(3) 共済目的の種類等及び共済目的の種類等の細区分

果樹の収穫共済では、共済目的の種類を、品種及び栽培方法に応じて、さらに区分しています。その区分を共済目的の種類等および共済目的の種類等の細区分とし、次のとおり定めています。

共済目的の種類	類区分	細区分	対象品種
りんご	1類		つがる、さんさ、きたかみ、あかね、きおう、祝、旭、未来ライフ、その他1類に属する品種
	2類	1群	陽光、あかぎ、千秋、ジョナゴールド、世界一、はつあき、北斗ひめかみ、秋映、ひろさき早生ふじ、昂林、静香、新世界、紅将軍、やたか、シナノスイート、清明、涼香の季節、こうたろう、きたろう
		2群	紅玉、恵、陸奥、レッドスパーク、イエロースパーク、ウエルスパーク、ハックナイン、デリシャス、リチャードデリシャス、スターキングデリシャス、ゴールドンデリシャス、レッドキング、レッドゴールド、スタークリームソン、その他2類に属する品種（1群に属する品種を除く）
3類		王林、ふじ、天星、群馬名月、メロー、あいかの香り、こうとく、こうこう、シナノゴールド、王鈴、国光、印度、東光、金星、青り3号、その他3類に属する品種	
なし	1類	1群	幸水
		2群	新水、八雲、筑水、長寿、その他1類に属する品種（1群に属する品種を除く）
	2類	1群	豊水、秋水、その他2類に属する品種（2群に属する品種を除く）
		2群	二十世紀、長十郎、新星、秀玉、あきあかり、はつひめ、アップー、吉香、あきづき、南水
3類		新高、豊月、早生赤、晩三吉、新興	

3 共済金額(補償額)

- ①半相殺方式による契約額（以下「共済金額」といいます。）は、加入申込みのときに加入される収穫共済の種類等（＝類区分）ごと及び申込者ごとに、果実の単位（1kg）当たり価額に樹園地ごとの標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（以下「標準収穫金額」といいます。）に40%を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額に補償限度割合（70%、60%、50%）を乗じて得た金額以下（特定危険方式にあっては、標準収穫金額に80%を乗じて得た金額を超えない）の範囲内で、申込者が申し出た金額です。
- ②全相殺方式による共済金額は、加入申込みのときに加入される収穫共済の種類等（＝類区分）ごと及び申込者ごとに、標準収穫金額に40%を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額に補償限度割合（70%、60%、50%）を乗じて得た金額以下の範囲内で、申込者が申し出た金額です。
- ③地域インデックス方式による共済金額は、加入申込みのときに加入される収穫共済の種類等（＝類区分）ごと及び申込者ごとに、標準収穫金額に40%を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額に申込者が申し出る補償割合（90%、80%、70%）を乗じて得た金額以下の範囲内で、申込者が申し出た金額です。
- ④樹園地方式による共済金額は、加入申込みのときに加入される収穫共済の種類等（＝類区分）ごと及び申込者ごとに、標準収穫金額に40%を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額に60%を乗じて得た金額以下（特定危険方式にあっては、標準収穫金額に70%を乗じて得た金額を超えない）の範囲内で、申込者が申し出た金額です。
- ⑤樹体共済による共済金額は、加入申込みのときに加入される共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、共済価額に40%を乗じて得た金額を下らず80%を超えない範囲内において、申込者が申し出た金額です。

なお、果実の単位当たり価額は、細区分ごとに、毎年、農林水産大臣の告示額により決定しています。

共済金額の基礎となる標準収穫量は、次の（1）から（4）までの手順により算定し、組合が決定しています。

(1) 標準収量表案の作成

果樹共済事業を実施する果樹について、農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別面積、新植面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として、収穫共済の共済目的の種類等ごとに10アール当たり及び1本当たりの樹齢別標準収穫量を記載した標準収量表案及び樹齢別10アール当たり及び1本当たり標準収穫量グラフ案を、組合が3年ごとに作成し、県知事に報告しています。

ただし、同一の収穫共済の共済目的の種類等たる果樹であっても品種、組合の区域を分けた地域又は栽培条件（地形等）、植栽形態（密植栽培、わい化栽培等）等の要因により平均単位当たり収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表案を作成することになっています。

上記の標準収量表案のことを簡単に申し上げるとするなら、組合管内の果樹について、10アール当たり収穫量の高低に応じて、結果樹面積がどのように分布しているか、その状況を整理したものと言うことができます。

(2) 標準収量表の決定

組合から報告された標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を検討した上で、県知事が組合の標準収量表及び標準収穫量グラフ案を決定し、組合に通知しています。

(3) 年産別標準収量表の作成

果実の年産ごと、組合ごと及び収穫共済の共済目的の種類等ごとに、県知事が、次式により年産

別適用係数を算出し、組合に通知しています。

$$\text{年産別適用係数} = \frac{\text{県知事が定めた当該年産の単位（10アール）当たり収穫量}}{\text{標準収量表から得られる収穫共済の共済目的の種類等ごとの平均10アール当たり収穫量}}$$

組合は、県知事から通知のあった年産別適用係数を組合の当該収穫共済の共済目的の種類等（＝類区分）に係る標準収量表に適用して、当該年産に係る標準収量表を作成しています。

(4) 標準収穫量の決定

組合は、(3)の年産別標準収量表に基づき、果樹の年産ごと及び当該細区分等たる果樹の栽培を行なう樹園地ごとに標準収穫量設定の基礎となる数量を定めています。

さらに、組合は、標準収穫量設定の基礎となる数量及び次の事項を参酌して標準収穫量を決定しています。

①当該樹園地の当該細区分等たる果樹に係る損害評価実績

②申込者に係る細区分等たる果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等

ただし、減収総合短縮方式並びに特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量は、花芽の形成期から発芽期までの期間内（共済責任期間開始前）において、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定したその期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た値としています。

4 共済責任期間(補償期間)

事故が発生したときの補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、次のとおりです。

減収総合一般方式
全相殺方式
地域インデックス方式

} ----- 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間です。

減収総合短縮方式及び特定危険方式 ----- 発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間です。

樹体共済 ----- 7月1日から1年間です。

5 共済事故(共済金支払対象事故)

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 減収総合一般方式及び減収総合短縮方式の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収です。

- ① 風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 病虫害
- ④ 鳥獣害

(2) 減収暴風雨方式の共済事故は、暴風雨による果実の減収のみです。

(3) 減収ひょう害方式の共済事故は、降ひょうによる果実の減収のみです。

(4) 減収凍霜害方式の共済事故は、凍傷若しくは降霜による果実の減収のみです。

(5) 減収暴風雨・ひょう害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみです。

(6) 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収のみです。

- (7) 全相殺方式（減収総合方式）の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収です。
- (8) 全相殺方式（品質方式）の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下による損害。
- (9) 地域インデックス方式の共済事故は、(1)に掲げる災害による果実の減収です。
- (10) 樹体共済の共済事故は、(1)に掲げる災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没、損傷（主枝に係る損傷で、かつ、その程度が樹冠容積の2分の1以上の部分にわたる程度のもの。）です。

6 共済金の支払額

(1) 損害認定の対象となる損害

- ① 損害認定の対象となる損害は、半相殺方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び加入者ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による果実の樹園地ごとの減収量（その樹園地の基準収穫量からその樹園地の実収量を差し引いて得た数量をいいます。）の合計が、当該申込者が申し出た支払開始損害割合（30%、40%、50%）、（特定危険方式にあつては20%）を超えた損害となっています。
- ② 全相殺方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び加入者ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による果実の減収量（組合員等ごとの基準収穫量から実収量を差し引いて得た数量をいいます。）、（品質方式にあつては、組合員等ごとに基準収穫量（品質を含む）から実収量（品質を含む）を差し引いて得た数量）の合計が、当該申込者が申し出た支払開始損害割合（20%、30%、40%）を超えた損害となっています。
- ③ 地域インデックス方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び加入者ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による果実の減収量（組合員等ごと及び統計単位地域ごとに基準収穫量から当該年産の収穫量（当該年産の統計単収に樹園地構成係数及び樹園地面積を乗じた数量）を差し引いて得た数量）の合計が、当該申込者が申し出た支払開始損害割合（10%、20%、30%）を超えた損害となっています。
- ④ 樹園地方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による果実の樹園地ごとの減収量（その樹園地の基準収穫量からその樹園地の実収量を差し引いて得た数量をいいます。）が、当該加入者の樹園地ごとの基準収穫量の40%（特定危険方式にあつては30%）を超えた損害となっています。
- ⑤ 樹体共済にあつては、樹体共済の共済目的の種類ごと及び加入者ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による樹体の損害の額（細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの1本当たり価額に細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの全損換算本数に相当する数を乗じて得た額の合計額）が10万円（共済価額（当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体の共済責任期間の開始する時の価額として組合等が定めた金額）の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合の損害となっています。

(2) 基準収穫量の設定

組合が、加入者の樹園地ごとに定める、基準収穫量は、次の方法により定めています。

① 減収総合方式

共済責任期間の開始後当該年産の果実に係る開花期までに、樹園地ごとに、園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況を調査の上、樹園地ごとの共済金額の算定に用いた標準収穫量を土台として設定しています。

② 特定危険方式

摘果終了時後、速やかに、すべての加入者の全園地について着果数を調査して、その着果数を基に設定しています。ただし、共済責任期間開始後、摘果終了時前までに共済事故により着果数が減

少しだと認められる場合には、周辺の無被害樹園地の着果状況等を調査し、着果数を調整しています。

③ 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

当該年産の前年産の出荷実績又は青色申告による関係書類が明らかになった時点で設定しています。細区分等ごと、組合員ごとに隔年結果の状況に応じて標準収穫量を調整して定めます。隔年結果による収量の変動があると認められない場合には、標準収穫量を基準収穫量とし、隔年結果による収量の変動があると認められる場合には変動係数を標準収穫量に乗じて得た数量が基準収穫量となります。

④ 地域インデックス方式

統計単位地域ごとに統計単収の5中3（隔年結果がある場合は6中4）を算定し、それに樹齢構成係数を乗じて得た単収に引受面積を乗じ申込者ごとに合計した数量が標準収穫量となり、収穫共済の類区分ごと及び組合員等ごとの標準収穫量が基準収穫量となります。

(3) 共済金支払額

果樹共済に加入した果樹に、6の(1)に規定する損害が発生したときに共済金をお支払いします。

1) 半相殺方式、全相殺方式、樹園地方式の場合

共済金の支払額は、申込者が申し出た各引受方式の支払開始割合を超える損害が発生した場合における損害割合に応じて、次表に掲げる支払開始損害割合に該当する共済金支払割合により、収穫共済の類区分ごとに次の式によって算定される金額となります。

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払割合}$$

支払開始損害割合	共済金支払割合
1割	$10/9 \times \text{損害割合} - 1/9$
2割	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
3割	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
4割	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
5割	$2 \times \text{損害割合} - 1$

2) 樹体共済の場合

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の全損換算本数} \times \text{1本当たり価額}}{\text{共済価額}}$$

7 損害発生の通知

加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

8 損害防止の義務

加入者は、加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行なうとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

9 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

(1) 加入者が損害防止の義務を怠ったとき

- (2) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (3) 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- (4) 加入者が加入申込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
- (5) 加入者が、加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は細区分に影響する栽培方法の変更をしたことについての通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (6) 加入者が、第2回目の共済掛金の払い込みを遅滞したとき
- (7) 加入者が、加入した細区分に係る栽培方法をその細区分にかかる栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずべき損失の額
- (8) 加入者が植物防疫法の規定に違反した場合
- (9) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

10 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

11 共済掛金不払いによる共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金の払込を遅滞したとき
- (2) 共済掛金の分納をする場合において、第1回目の所定の共済掛金の払込を遅滞したとき

12 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- (3) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由

13 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならなくなる場合もありますので、特にご留意願います。

- (1) 加入した果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき
- (2) 加入した果樹についての栽培方法を、加入した細区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき

14 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行なって危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

また、果樹共済に加入している場合でも収入保険制度に移行することも可能となります。